

第8 税 制

1. 市税税率の変遷	98
2. 住民税の所得控除等一覧	111
3. 過去5ヵ年における主な税制改正等による増減収額	124

1. 市税税率の変遷

税目		年度	34~35	36	37	38	39
市 民 税	個 人	均等割(円)	600	同 左	同 左	同 左	同 左
		所 得 割	$\frac{20}{100}$	同 左	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率	※別表 準拠税率
	法 人	均等割(円)	2,400	同 左	同 左	同 左	同 左
		法人税割	$\frac{9.7}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
県民税		均等割(円)	100	同 左	同 左	同 左	同 左
〔市民税と併課〕		所 得 割	$\frac{8}{100}$	同 左	150万円以下 $\frac{2}{100}$ 150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左
固 定 資 産 税			$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
都 市 計 画 税			$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税(円)		○原動機付 自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 ○二輪小型 自動車 2,500	○原動付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車 二輪 1,500 三輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ○二輪の 小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業者 1,000 ○二輪の小型自動車 2,500	○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 3,000 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	
市たばこ消費税			$\frac{11}{100}$	同 左	$\frac{12}{100}$	$\frac{13.4}{100}$	$\frac{15}{100}$
電 気 ガ ス 税			$\frac{10}{100}$	同 左	$\frac{9}{100}$	$\frac{8}{100}$	$\frac{7}{100}$
鉱 産 税			$\frac{1}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左
商品切手発行税			$\frac{3}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左

40	41	42～44
600	同 左	同 左
※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
2,400	同 左	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000
$\frac{10.1}{100}$ <small>S41.4.1前に開始し 6.30前に終了する 事業年度分 $\frac{10.4}{100}$</small>	$\frac{10.7}{100}$	同 左
100	同 左	同 左
150万円以下 $\frac{2}{100}$ 150万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左
$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左
○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	同 左
$\frac{15}{100}$	同 左	$\frac{18.1}{100}$
$\frac{7}{100}$	同 左	同 左
$\frac{1}{100}$	同 左	同 左
$\frac{3}{100}$	同 左	同 左

1. 市税税率の変遷(続)

税目		年度		45	46	47	48	49	50
		45	46	47	48	49	50		
市	個人	均等割(円)	600	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
民 税	法人	均等割(円)	資本金等 1千万円以下 2,400 1千万円超 4,000	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		法人税割	$\frac{10.7}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	$\frac{13.7}{100}$	同 左
県民税		均等割(円)	100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
〔市民税〕 と併課	所得割	150万円以下	$\frac{2}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		150万円超	$\frac{4}{100}$						
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税			$\frac{0.2}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 50cc以下 500 90cc以下 800 90cc超 1,000 ○軽自動車・ 小型特殊自動車 イ. 軽自動車 二 輪 1,500 三 輪 2,000 四輪貨物 2,500 四輪乗用 4,500 ロ. 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000 その他 3,000 ○二輪の小型自動車 2,500	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税			$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気ガス税			$\frac{7}{100}$	同 左	同 左	$\frac{6}{100}$	電気税 $\frac{6}{100}$ ガス税 $\left\{ \begin{array}{l} \frac{5}{100} \\ \frac{4}{100} \end{array} \right.$	電気税 $\frac{5}{100}$ ガス税 $\frac{3}{100}$	
鉱産税			$\frac{1}{100}$	S46.3.29 削除					
商品切手発行税			$\frac{3}{100}$	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税(円)		(45年度から) 20	40	同 左	同 左	同 左	同 左	100	
特別土地保有税						保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左	
事業所税								新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	

税目		年度			
		51	52	53	
市 民 税 人	個人	均等割(円)	1,700	同 左	同 左
	法人	所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率
		均等割(円)	○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 40,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 20,000 ○資本等の金額1千万円超・ 1億円以下 20,000 ○資本等の金額1千万円以下 7,200	○資本等の金額1億円超・ 従業者100人超 134,000 ○資本等の金額1億円超・ 従業者100人以下 40,000 ○資本等の金額1千万円超 1億円以下 40,000 ○資本等の金額1千万円以下 8,000	○資本等の金額(相互会社は純資産額、以下同じ) 50億円超・従業者100人超 1,000,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下・従業者 100人超 560,000 ○資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人超 } 134,000 ○資本等の金額10億円超・従業者100人以下 } ○資本等の金額1億円超10億円以下・従業者100人以下 } 40,000 ○資本等の金額1千万円超1億円以下 } ○資本等の金額1千万円以下 8,000 (本則 13,000)
		法人税割	$\frac{13.7}{100}$	$\frac{14.5}{100}$ <small>資本等の金額 1千万円以下の法人</small> $\frac{13.7}{100}$	同 左
県民税	均等割(円)	300	同 左	同 左	
(市民税 と併課)	所得割	150万円以下 $\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
		150万円超 $\frac{4}{100}$			
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同 左	同 左	
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$	同 左	$\frac{0.3}{100}$	
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 50cc以下 650 90cc以下 1,000 90cc超 1,300 ○軽自動車 二 輪 2,000 三 輪 2,600 四輪以上 乗 用 { 営業用 5,200 自家用 5,900 貨物用 { 営業用 2,900 自家用 3,300 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,300 その他 3,900 ○二輪の小型自動車 3,300	同 左	同 左	
市たばこ消費税		$\frac{18.1}{100}$	同 左	同 左	
電 気 税		$\frac{5}{100}$	同 左	同 左	
ガ ス 税		$\frac{2}{100}$	同 左	同 左	
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同 左	同 左	
入 湯 税 (円)		100	150	同 左	
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同 左	同 左	
事 業 所 税		新增設分 資産割 5,000円 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同 左	同 左	

1. 市税税率の変遷(続)

年度		54	55	56~57																																		
税目																																						
市	個人	均等割(円)	1,700	2,000	同左																																	
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																	
民	法人	均等割(円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>100人超</td> <td>年間 1,000,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>100人以下</td> <td>134,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>100人超</td> <td>560,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>100人以下</td> <td>134,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>100人超</td> <td>134,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>100人以下</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td></td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td></td> <td>当分の間 8,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td></td> <td>(本則 13,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	税率	資本等の金額	100人超	年間 1,000,000	50億円超	100人以下	134,000	資本等の金額	100人超	560,000	50億円以下10億円超	100人以下	134,000	資本等の金額	100人超	134,000	10億円以下1億円超	100人以下	40,000	資本等の金額		40,000	1億円以下1千万円超			資本等の金額		当分の間 8,000	1千万円以下		(本則 13,000)	同左	同左
			資本等の金額	従業者数	税率																																	
資本等の金額	100人超	年間 1,000,000																																				
50億円超	100人以下	134,000																																				
資本等の金額	100人超	560,000																																				
50億円以下10億円超	100人以下	134,000																																				
資本等の金額	100人超	134,000																																				
10億円以下1億円超	100人以下	40,000																																				
資本等の金額		40,000																																				
1億円以下1千万円超																																						
資本等の金額		当分の間 8,000																																				
1千万円以下		(本則 13,000)																																				
		法人税割	$\frac{14.5}{100}$ [資本等の金額 1千万円以下の法人 $\frac{13.7}{100}$]	同左	$\frac{14.7}{100}$ [資本等の金額 1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$]																																	
県民税		均等割(円)	300	500	同左																																	
〔市民税 と併課〕	所得割	○150万円以下	$\frac{2}{100}$	同左	同左																																	
		○150万円超	$\frac{4}{100}$																																			
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	同左	同左																																	
都市計画税			$\frac{0.3}{100}$	同左	同左																																	
軽自動車税(円)		<ul style="list-style-type: none"> ○原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 750 90cc以下 1,100 90cc超 1,450 ○軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 2,000 三輪 2,850 四輪以上 <ul style="list-style-type: none"> 乗用 <ul style="list-style-type: none"> 営業用 5,200 自家用 6,500 貨物用 <ul style="list-style-type: none"> 営業用 2,900 自家用 3,650 ○小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業 1,450 その他 4,300 ○二輪の小型自動車 3,650 	同左	同左																																		
市たばこ消費税			$\frac{18.1}{100}$	同左	同左																																	
電気税			$\frac{5}{100}$	同左	同左																																	
ガス税			$\frac{2}{100}$	同左	同左																																	
商品切手発行税			$\frac{4}{100}$	同左	同左																																	
入湯税(円)			150	同左	同左																																	
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$	取得分 $\frac{3}{100}$	同左	同左																																	
事業所税		<ul style="list-style-type: none"> 新增設分 5,000円 資産割 300円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$ 	<ul style="list-style-type: none"> 新增設分 6,000円 資産割 500円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$ 	同左																																		

58			59			60		
2,000			同 左			2,500		
※別表 標準税率			※別表 標準税率			※別表 標準税率		
資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	従業者数	税 率
資本等の金額	50人超	年間 1,500,000	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000
50億円超	50人以下	270,000	50億円超	50人以下	480,000	50億円超	50人以下	480,000
資本等の金額	50人超	1,000,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	資本等の金額	50人超	2,100,000
50億円以下10億円超	50人以下	270,000	50億円以下10億円超	50人以下	480,000	50億円以下10億円超	50人以下	480,000
資本等の金額	50人超	270,000	資本等の金額	50人超	480,000	資本等の金額	50人超	480,000
10億円以下1億円超	50人以下	100,000	10億円以下1億円超	50人以下	180,000	10億円以下1億円超	50人以下	180,000
資本等の金額	50人超	100,000	資本等の金額	50人超	180,000	資本等の金額	50人超	180,000
1億円以下1千万円超	50人以下	80,000	1億円以下1千万円超	50人以下	144,000	1億円以下1千万円超	50人以下	144,000
資本等の金額	50人超	当分の間 48,000 (本則 80,000)	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)
1千万円以下	50人以下	当分の間 16,000 (本則 27,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 40,000 (本則 48,000)
$\frac{14.7}{100}$ [資本等の金額 1千万円以下の法人]		$\frac{13.9}{100}$	同 左			同 左		
500			同 左			700		
○150万円以下		$\frac{2}{100}$	同 左			同 左		
○150万円超		$\frac{4}{100}$	同 左			同 左		
$\frac{1.4}{100}$			同 左			同 左		
$\frac{0.3}{100}$			同 左			同 左		
○原動機付自転車			○原動機付自転車			○原動機付自転車		
50cc以下		750	50cc以下		1,000	50cc以下		1,000
90cc以下		1,100	90cc以下		1,200	90cc以下		1,200
90cc超		1,450	90cc超		1,600	90cc超		1,600
								(ただし、60.2.15以降取得のミニカーは2,500)
○軽自動車			○軽自動車			○軽自動車		
二 輪		2,000	二 輪		2,400	二 輪		2,400
三 輪		2,850	三 輪		3,100	三 輪		3,100
四輪以上			四輪以上			四輪以上		
乗 用	営業用	5,200	乗 用	営業用	5,500	乗 用	営業用	5,500
	自家用	6,500		自家用	7,200		自家用	7,200
貨物用	営業用	2,900	貨物用	営業用	3,000	貨物用	営業用	3,000
	自家用	3,650		自家用	4,000		自家用	4,000
○小型特殊自動車			○小型特殊自動車			○小型特殊自動車		
農耕作業		1,450	農耕作業		1,600	農耕作業		1,600
その他		4,300	その他		4,700	その他		4,700
○二輪の小型自動車		3,650	○二輪の小型自動車		4,000	○二輪の小型自動車		4,000
$\frac{18.1}{100}$			同 左			従価割	14.3	
$\frac{5}{100}$			同 左			従量割	千本につき350円	
$\frac{2}{100}$			同 左			同 左		
$\frac{4}{100}$			同 左			同 左		
150			同 左			同 左		
保有分	$\frac{1.4}{100}$	取得分	$\frac{3}{100}$	同 左		同 左		
新增設分	6,000円	資産割	500円	同 左		同 左		
従業者書	$\frac{0.25}{100}$							

1. 市税税率の変遷(続)

年度		61	62	63				
市 民 税	個人	均等割(円)	2,500	同左	同左			
		所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率			
	法人	均等割(円)	資本等の金額	従業者数	税率	同左	同左	
			資本等の金額	50人超	年間			3,600,000
			50億円超	50人以下				480,000
			資本等の金額	50人超				2,100,000
			50億円以下10億円超	50人以下				480,000
			資本等の金額	50人超				480,000
			10億円以下1億円超	50人以下				180,000
			資本等の金額	50人超				180,000
1億円以下1千万円超			50人以下		144,000			
資本等の金額	50人超	当分の間	120,000 (本則 144,000)					
1千万円以下	50人以下	当分の間	40,000 (本則 48,000)					
	法人税割	$\frac{14.7}{100}$ (資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$)	同左	同左				
県民税	均等割(円)	700	同左	同左				
	(市民税と併課) 所得割	○150万円以下 $\frac{2}{100}$ ○150万円超 $\frac{4}{100}$	同左	○130万円以下 $\frac{2}{100}$ ○130万円超 $\frac{3}{100}$ ○300万円超 $\frac{4}{100}$				
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同左	同左				
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同左	同左				
軽自動車税(円)		○原動機付自転車 四輪以上 50cc以下 1,000 90cc以下 1,200 90cc超 1,600 ミニカー 2,500 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 ○小型特殊自動車 農耕作業 1,600 その他 4,700 ○二輪の小型自動車 4,000	乗用 { 営業用 5,500 自家用 7,200 } 貨物用 { 営業用 3,000 自家用 4,000 }	同左	同左			
市たばこ消費税 ※平成元年から市たばこ税		従価割14.3(本年度においては、たばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき640円	従価割14.3(S63.3.31まで、たばこの小売定価から千本につき1,000円を控除)従量割千本につき350円(S62.3.3までは640円)	同左				
電気税		$\frac{5}{100}$	同左	同左				
ガス税		$\frac{2}{100}$	同左	同左				
商品切手発行税		$\frac{4}{100}$	同左	同左				
入湯税(円)		150	同左	同左				
特別土地保有税		保有分 $\frac{1.4}{100}$ 取得分 $\frac{3}{100}$	同左	同左				
事業所税		新增設分 6,000円 資産割 600円	従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同左	同左			

元～2	3～4	5	6		
同 左	同 左	同 左	同 左		
※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率		
同 左	同 左	同 左	資本等の金額	従業者数	税 率
			資本等の金額	50人超	年間 3,600,000
			50億円超	50人以下	492,000
			資本等の金額	50人超	2,100,000
			50億円以下10億円超	50人以下	492,000
			資本等の金額	50人超	480,000
			10億円以下1億円超	50人以下	192,000
			資本等の金額	50人超	180,000
			1億円以下1千万円超	50人以下	156,000
			資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)
1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)			
同 左	同 左	同 左	同 左		
同 左	同 左	同 左	同 左		
○500万円以下 $\frac{2}{100}$ ○500万円超 $\frac{4}{100}$	○550万円以下 $\frac{2}{100}$ ○550万円超 $\frac{4}{100}$	同 左	同 左		
同 左	同 左	同 左	同 左		
同 左	同 左	同 左	同 左		
同 左	同 左	同 左	同 左		
市 た ば こ 税	紙巻たばこ 1,000本につき1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	同 左	同 左	同 左	
同 左	同 左				
同 左	同 左	同 左	同 左		
同 左	同 左	同 左	同 左		
同 左	同 左	同 左	同 左		

1. 市税税率の変遷(続)

年度		7	8	9~10	11~14																																		
税目																																							
市	個人	均等割(円)	2,500	3,000	同左																																		
	個人	所得割	※別表 標準税率	※別表 標準税率	※別表 標準税率																																		
民	法人	均等割(円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>年間 3,600,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>50人超</td> <td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	税 率	資本等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)	同左	同左	同左
			資本等の金額	従業者数	税 率																																		
			資本等の金額	50人超	年間 3,600,000																																		
			50億円超	50人以下	492,000																																		
			資本等の金額	50人超	2,100,000																																		
			50億円以下10億円超	50人以下	492,000																																		
			資本等の金額	50人超	480,000																																		
			10億円以下1億円超	50人以下	192,000																																		
			資本等の金額	50人超	180,000																																		
			1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																																		
資本等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																					
1千万円以下	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																					
法人税割	$\frac{14.7}{100}$ [資本等の金額1千万円以下の法人 $\frac{13.9}{100}$]	同左	同左	同左																																			
県民税	個人	均等割(円)	700	1,000	同左																																		
	(市民税と併課)	所得割	$\begin{matrix} \text{○700万円以下} & \frac{2}{100} \\ \text{○700万円超} & \frac{4}{100} \end{matrix}$	同左	$\begin{matrix} \text{○700万円以下} & \frac{2}{100} \\ \text{○700万円超} & \frac{3}{100} \end{matrix}$																																		
固定資産税			$\frac{1.4}{100}$	同左	同左																																		
都市計画税			$\frac{0.3}{100}$	同左	同左																																		
軽自動車税(円)		$\begin{matrix} \text{○原動機付自転車} & \text{四輪以上} \\ \text{50cc以下} & 1,000 \\ \text{90cc以下} & 1,200 \\ \text{90cc超} & 1,600 \\ \text{ミニカー} & 2,500 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{乗用} \left[\begin{matrix} \text{営業用} & 5,500 \\ \text{自家用} & 7,200 \end{matrix} \right. \\ \text{貨物用} \left[\begin{matrix} \text{営業用} & 3,000 \\ \text{自家用} & 4,000 \end{matrix} \right. \end{matrix}$	同左	同左	同左																																	
		$\begin{matrix} \text{○軽自動車} & \text{○小型特殊自動車} \\ \text{二輪} & 2,400 \\ \text{三輪} & 3,100 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{農耕作業} & 1,600 \\ \text{その他} & 4,700 \end{matrix}$																																				
			○二輪の小型自動車 4,000																																				
市たばこ税		紙巻たばこ	1,000本につき 1,997円	同左	$\begin{matrix} \text{〃} & 2,434円 \\ \text{〃} & 1,155円 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{〃} & 2,668円 \\ \text{〃} & 1,266円 \end{matrix}$																																	
		旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき 948円		※平成9年4月1日以後の売渡し分から適用	※平成11年5月1日以後の売渡し分から適用																																	
入湯税(円)			150	同左	同左	同左																																	
特別土地保有税		保有分	$\frac{1.4}{100}$	取得分	$\frac{3}{100}$	同左	同左																																
事業所税		$\begin{matrix} \text{新增設分} & 6,000円 \\ \text{資産割} & 600円 \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{従業者割} & \frac{0.25}{100} \end{matrix}$	同左	同左	同左																																	

1. 市税税率の変遷(続)

年度		27	28																																																							
税目																																																										
市	個人																																																									
	均等割(円)	3,500	同左																																																							
	所得割	$\frac{6}{100}$	同左																																																							
市民税	法人	均等割(円)	同左																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>年間 3,600,000</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>50億円以下10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>10億円以下1億円超</td> <td>50人以下</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1億円以下1千万円超</td> <td>50人以下</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">資本金等の金額</td> <td>50人超</td> <td>当分の間 120,000 (本則 144,000)</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>当分の間 50,000 (本則 60,000)</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額	従業者数	税率	資本金等の金額	50人超	年間 3,600,000	50億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	2,100,000	50億円以下10億円超	50人以下	492,000	資本金等の金額	50人超	480,000	10億円以下1億円超	50人以下	192,000	資本金等の金額	50人超	180,000	1億円以下1千万円超	50人以下	156,000	資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)	同左																							
資本金等の金額		従業者数	税率																																																							
資本金等の金額		50人超	年間 3,600,000																																																							
50億円超		50人以下	492,000																																																							
資本金等の金額		50人超	2,100,000																																																							
50億円以下10億円超		50人以下	492,000																																																							
資本金等の金額		50人超	480,000																																																							
10億円以下1億円超		50人以下	192,000																																																							
資本金等の金額		50人超	180,000																																																							
1億円以下1千万円超	50人以下	156,000																																																								
資本金等の金額	50人超	当分の間 120,000 (本則 144,000)																																																								
	50人以下	当分の間 50,000 (本則 60,000)																																																								
	法人税割	$\frac{12.1}{100}$ (資本金等の金額1千万円以下の法人 $\frac{11.3}{100}$)	同左																																																							
		※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用																																																								
県民税	均等割(円)	2,000	同左																																																							
	(市民税と併課) 所得割	$\frac{4}{100}$	同左																																																							
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	同左																																																							
都市計画税		$\frac{0.3}{100}$	同左																																																							
軽自動車税(円)	<p>○原動機付自転車 ○小型特殊自動車</p> <p>50cc以下 1,000 農耕作業 1,600</p> <p>90cc以下 1,200 その他 4,700</p> <p>90cc超 1,600</p> <p>ミニカー 2,500 ○二輪の小型自動車</p> <p>○軽自動車(二輪) 2,400 4,000</p> <p>○軽自動車(三輪以上)</p>	<p>○原動機付自転車 ○小型特殊自動車</p> <p>50cc以下 2,000 農耕作業 2,400</p> <p>90cc以下 2,000 その他 5,900</p> <p>90cc超 2,400 ○二輪の小型自動車</p> <p>ミニカー 3,700 6,000</p> <p>○軽自動車(二輪) 3,600</p> <p>○軽自動車(三輪以上)</p>																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>新税率</th> <th>旧税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三 輪</td> <td>3,900</td> <td>3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 5,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 7,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800 3,000</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 4,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		新税率	旧税率	三 輪		3,900	3,100	四輪以上	乗用	営業用	6,900 5,500	自家用	10,800 7,200	貨物用	営業用	3,800 3,000	自家用	5,000 4,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">新旧税率</th> <th colspan="3">軽課</th> <th rowspan="2">重課</th> </tr> <tr> <th>25% 軽減</th> <th>50% 軽減</th> <th>75% 軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三 輪</td> <td></td> <td>3,000</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,200</td> <td>3,500</td> <td>1,800</td> <td>8,200</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>8,100</td> <td>5,400</td> <td>2,700</td> <td>12,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>2,900</td> <td>1,900</td> <td>1,000</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>3,800</td> <td>2,500</td> <td>1,300</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	新旧税率	軽課			重課	25% 軽減	50% 軽減	75% 軽減	三 輪		3,000	2,000	1,000	4,600	四輪以上	乗用	営業用	5,200	3,500	1,800	8,200	自家用	8,100	5,400	2,700	12,900	貨物用	営業用	2,900	1,900	1,000	4,500	自家用	3,800	2,500	1,300
区 分		新税率	旧税率																																																							
三 輪		3,900	3,100																																																							
四輪以上	乗用	営業用	6,900 5,500																																																							
		自家用	10,800 7,200																																																							
	貨物用	営業用	3,800 3,000																																																							
		自家用	5,000 4,000																																																							
区 分	新旧税率	軽課			重課																																																					
		25% 軽減	50% 軽減	75% 軽減																																																						
三 輪		3,000	2,000	1,000	4,600																																																					
四輪以上	乗用	営業用	5,200	3,500	1,800	8,200																																																				
		自家用	8,100	5,400	2,700	12,900																																																				
	貨物用	営業用	2,900	1,900	1,000	4,500																																																				
		自家用	3,800	2,500	1,300	6,000																																																				
	※新税率は、平成27年4月以降に新車新規登録を受けた車両に適用 ※旧税率は、平成27年3月以前に新車新規登録を受けた車両に適用																																																									
市たばこ税	紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円 ※平成28年4月1日以後の売渡し分から適用																																																								
入湯税(円)	150 (日帰り客は50円)	同左																																																								
特別土地保有税	課税停止	同左																																																								
事業所税	資産割 600円 従業者割 $\frac{0.25}{100}$	同左																																																								

29	30
同 左	同 左
同 左	$\frac{8}{100}$
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	$\frac{2}{100}$
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
紙巻たばこ 1,000本につき 5,262円	紙巻たばこ 1,000本につき 5,692円 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用
旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円 ※平成29年4月1日以後の売渡し分から適用	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円 ※平成30年4月1日以後の売渡し分から適用
同 左	加熱式たばこ 重量換算×0.8, (重量換算+価格換算)×0.2 ※平成30年10月1日以後の売渡し分から適用
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左

(別表)

市民税(個人)所得割の税率の変遷

区分 年度	市民税所得割・県民税所得割															
	課税所得階級	万円	15	40	70	100	150	250	400	600	1,000	2,000	3,000	5,000	5,000~	
昭和37年~ 昭和47年度	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和48年~ 昭和54年度	計	%	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15	16	17	18	
	市	%	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和55年~ 昭和59年度	計	%	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和60年~ 昭和62年度	計	%	4.5	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18
	市	%	2.5	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11	12	13	14
	県	%	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	
昭和63年度	計	%		5	7	10	12	14	15	16						
	市	%		3	5	7	8	10	11	12						
	県	%		2	2	3	4	4	4	4						
平成元年~ 平成2年度	計	%		5	10	15										
	市	%		3	8	11										
	県	%		2	2	4										
平成3年~ 平成6年度	計	%		5	10	15										
	市	%		3	8	11										
	県	%		2	2	4										
平成7年~ 平成8年度	計	%		5	10	15										
	市	%		3	8	11										
	県	%		2	2	4										
平成9年~ 平成10年度	計	%		5	10	15										
	市	%		3	8	12										
	県	%		2	2	3										
平成11年~ 平成18年度	計	%		5	10	13										
	市	%		3	8	10										
	県	%		2	2	3										
平成19年度~	課税所得階級	万円	一律						課税所得階級	万円	一律					
	計	%	10			平成30年度~			計	%	10					
	市	%	6						市	%	8					
	県	%	4						県	%	2					

2. 住民税の所得控除等一覧

項目	平成6年度	平成7年度								
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,650,000円以下 収入金額×40% (3) 1,650,000円超 3,300,000円以下 収入金額×30%+165,000円 (4) 3,300,000円超 6,000,000円以下 収入金額×20%+495,000円 (5) 6,000,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,095,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,595,000円	同左								
雑損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同左								
医療費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左								
社会保険料	支払った金額	同左								
所 生命保険料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">支払金額が15,000円以下の場合</th> <th style="width: 50%;">その金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払金額が15,000円以下の場合	その金額	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	同左
支払金額が15,000円以下の場合	その金額									
支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円									
支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円									
支払金額が70,000円を超える場合	35,000円									
得 損害保険料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同左								
寄附金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}－10万円	同左								
控 障害者	26万円(特別障害者 28万円)	同左								
老年者	48万円	同左								
寡婦(寡夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同左								
勤労学生	26万円	同左								
除 配偶者	31万円 (老人 36万円) (同居特別障害者 52万円)	33万円 (老人 38万円) (同居特別障害者 54万円)								
扶養	31万円(特定扶養 39万円) (老人 36万円) (同居老親等 43万円) (同居特別障害者 52万円)	33万円(特定扶養 41万円) (老人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 54万円)								
配偶者 特別控除	最高 31万円	最高 33万円								
基礎	31万円	33万円								

(注) 平成元年度から、老人配偶者控除又は老人扶養控除と障害者控除との重複適用ができる。

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平成 8～10 年度	平成 11 年度	平成 12～16 年度	
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,700,000円	同 左	同 左	
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	同 左	
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左	同 左	
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左	同 左	
所 生 命 保 険 料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計	同 左	同 左	
	支払金額が15,000円以下の場合			その金額
	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合			支払金額×1/2+ 7,500円
	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合			支払金額×1/4+17,500円
支払金額が70,000円を超える場合	35,000円			
得 損 害 保 険 料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同 左	同 左	
寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同 左	同 左	
控 障 害 者	26万円(特別障害者 28万円)	26万円(特別障害者 30万円)	同 左	
老 年 者	48万円	同 左	同 左	
寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左	同 左	
勤 労 学 生	26万円	同 左	同 左	
除 配 偶 者	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 54万円)	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左	
	33万円(特定扶養 41万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 54万円)	33万円(特定扶養 43万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	
扶 養				
配 偶 者 控 除	最高 33万円	同 左	同 左	
基 礎	33万円	同 左	同 左	

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度								
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,700,000円	同 左	同 左								
年金所得控除	・65歳以上の者 (1) 260万円以下 1,400,000円 (2) 260万円超 460万円以下 収入金額×25%+75万円 (3) 460万円超 820万円以下 収入金額×15%+121万円 (4) 820万円超 収入金額×5%+203万円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	・65歳以上の者 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	同 左								
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	同 左								
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%)と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)	同 左	同 左								
社会保険料	支払った金額	同 左	同 左								
所 生 命 保 険 料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計(限度額7万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>支払金額が15,000円以下の場合</td> <td>支払金額の全額</td> </tr> <tr> <td>支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>支払金額が70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円	支払金額が70,000円を超える場合	35,000円	同 左	同 左
支払金額が15,000円以下の場合	支払金額の全額										
支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合	支払金額×1/2+7,500円										
支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合	支払金額×1/4+17,500円										
支払金額が70,000円を超える場合	35,000円										
得 損 害 保 険 料	短期損害保険の場合 支払金額が1,000円以下 支払金額の全額 1,000円超 3,000円以下 支払金額×1/2+500円 3,000円超 2,000円(限度額) 長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 10,000円)	同 左	同 左								
控 寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}-10万円	同 左	同 左								
除 障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)	同 左	同 左								
老 年 者	48万円	廃 止	同 左								
寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左	同 左								
勤 労 学 生	26万円	同 左	同 左								
配 偶 者	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左	同 左								
扶 養	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左	同 左								
配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円 (※)	同 左	同 左								
基 礎	33万円	同 左	同 左								

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22～23年度	
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円	同 左	同 左	
	(2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40%			
	(3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円			
	(4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円			
	(5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円			
	(6) 10,000,000円超 収入金額×5%+1,700,000円			
年金所得控除	・65歳以上の者	同 左	同 左	
	(1) 330万円以下 1,200,000円			
	(2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円			
	(3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円			
	(4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円			
	・65歳未満の者			
	(1) 130万円以下 700,000円			
	(2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円			
(3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円				
(4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円				
雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同 左	同 左	
	医療費 (医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)			
社会保険料	支払った金額	同 左	同 左	
所 生命保険料	一般の生命保険料と個人年金保険料をそれぞれ 下表より求めた控除額の合計(限度額7万円)	同 左	同 左	
	支払金額が15,000円以下の場合			支払金額の全額
	支払金額が15,000円を超え40,000円以下の場合			支払金額×1/2+7,500円
	支払金額が40,000円を超え70,000円以下の場合			支払金額×1/4+17,500円
支払金額が70,000円を超える場合	35,000円			
得 損害保険料	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日 までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組	同 左	同 左	
	①地震保険料の場合			
	支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額)			
	②長期損害保険の場合			
支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額)				
①・②共にある場合	上記の合計額(限度額25,000円)			
控 寄 附 金	{(支払った寄附金の額)と(総所得金額等×25%) とのいずれか少ない方の金額}－10万円	平成20年度の税制改正により、所得 控除から税額控除に変更	同 左	
障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)	同 左	同 左	
老 年 者	廃 止	同 左	同 左	
寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左	同 左	
勤 労 学 生	26万円	同 左	同 左	
除 配 偶 者	33万円 (老 人 38万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左	同 左	
	扶 養			
扶 養	33万円(特定扶養 45万円) (老 人 38万円) (同居老親等 45万円) (同居特別障害者 56万円)	同 左	同 左	
配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円 (※)	同 左	同 左	
基 礎	33万円	同 左	同 左	

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない方で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者

2. 住民税の所得控除等一覧(続)

項目	平成26年度～平成28年度	平成29年度
給与所得控除	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 15,000,000円以下 収入金額×5%+1,700,000円 (7) 15,000,000円超 2,450,000円	(1) 1,625,000円以下 650,000円 (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40% (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下 収入金額×30%+180,000円 (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下 収入金額×20%+540,000円 (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (6) 10,000,000円超 11,999,999円以下 収入金額×5%+1,700,000円 (7) 12,000,000円超 2,300,000円
年金所得控除	・65歳以上の者 (1) 330万円以下 1,200,000円 (2) 330万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円 ・65歳未満の者 (1) 130万円以下 700,000円 (2) 130万円超 410万円以下 収入金額×25%+37万5千円 (3) 410万円超 770万円以下 収入金額×15%+78万5千円 (4) 770万円超 収入金額×5%+155万5千円	同 左
雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同 左
医 療 費	(医療費の額－補てん額)－(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額 (限度額200万円)	同 左
所 社 会 保 険 料	支払った金額	同 左
生 命 保 険 料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 15,000円以下の場合 支払金額全額 15,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下 支払金額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額(限度額7万円)	②新契約に基づく保険料の支払金額が 12,000円以下の場合 支払金額全額 12,000円超 32,000円以下 支払金額×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下 支払金額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
得 損 害 保 険 料	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに 契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額×1/2 支払金額が50,000円超 25,000円(限度額) ②長期損害保険の場合 支払金額が5,000円以下 支払金額の全額 5,000円超 15,000円以下 支払金額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円(限度額) ①・②共にある場合 上記の合計額(限度額25,000円)	同 左
控 寄 附 金	平成20年度の税制改正により、所得控除から税額控除に変更	同 左
障 害 者	26万円(特別障害者 30万円)(同居特別障害者加算 23万円)	同 左
老 年 者	廃止	同 左
寡 婦 (寡 夫)	26万円(母子家庭 30万円)	同 左
勤 労 学 生	26万円	同 左
除 配 偶 者	33万円 (老 人 38万円)	同 左
扶 養	33万円 (16歳未満の者を除く) (特定扶養 45万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 38万円)(70歳以上の者) (同居老親等 45万円)(")	同 左
配 偶 者 特 別 控 除	最高 33万円 (※)	同 左
基 礎	33万円	同 左

(※) 他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が38万円以上76万円未満の者

平成30年度

- (1) 1,625,000円以下 650,000円
 - (2) 1,625,000円超 1,800,000円以下 収入金額×40%
 - (3) 1,800,000円超 3,600,000円以下
収入金額×30%+180,000円
 - (4) 3,600,000円超 6,600,000円以下
収入金額×20%+540,000円
 - (5) 6,600,000円超 10,000,000円以下
収入金額×10%+1,200,000円
 - (6) 10,000,000円超 2,200,000円
-

同 左

同 左

- ①(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%)
と10万円とのいずれか低い金額} (限度額200万円)
 - ②(特定一般用医薬品等購入費－補てん額)－12,000円 (限度額88,000円)
- 上記 ①、②のいずれか
-

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

(参考)所得税の所得控除一覧

項目	平成5年分	平成6年分	平成7～9年分
雑損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②いずれか多い額	同左	同左
医療費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同左	同左
社会保険料	支払った金額	同左	同左
生命保険料	支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同左	同左
損害保険料	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同左	同左
寄附金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の25%) とのいずれか少ないほうの金額}－1万円	同左	同左
障害者	27万円(特別障害者 35万円)	同左	同左
老年者	50万円	同左	同左
寡婦(寡夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同左	同左
勤労学生	27万円	同左	同左
配偶者	35万円 (老人 45万円) (同居特別障害者 65万円)	同左	38万円 (老人 48万円) (同居特別障害者 68万円)
扶養	35万円(特定扶養 45万円) (老人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	35万円(特定扶養 50万円) (老人 45万円) (同居老親等 55万円) (同居特別障害者 65万円)	38万円(特定扶養 53万円) (老人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 68万円)
配偶者特別控除	最高 35万円	同左	最高 38万円
基礎	35万円	同左	38万円

平成 10 年 分	平成 11 年 分	平成 12~15 年 分	平成 16 年 分
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
27万円(特別障害者40万円)	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左	同 左	同 左
38万円(特定扶養 58万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	38万円(16歳未満 48万円) (特 定 扶 養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	38万円(特定扶養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
同 左	同 左	同 左	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)
同 左	同 左	同 左	同 左

(参考) 所得税の所得控除一覧(続)

項目	平成 17 年 分	平成 18 年 分
雑 損	①(損失額-補てん額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額-5万円 ①、②いずれか多い額	同 左
医 療 費	(医療費の額-補てん額)-{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	同 左
社 会 保 険 料	支払った金額	同 左
生 命 保 険 料	支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (個人年金保険料についても生命保険料控除と同じ仕組みで別枠控除される。)	同 左
損 害 保 険 料 (地震保険料)	短期損害保険の場合 支払金額が2,000円以下 支払金額全額 2,000円超 4,000円以下 支払金額×1/2+1,000円 4,000円超 3,000円 長期損害保険の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 短期、長期共にある場合 上記の合計額 (限度額 15,000円)	同 左
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}-1万円	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の30%) とのいずれか少ないほうの金額}-5,000円
障 害 者	27万円(特別障害者 40万円)	同 左
寡 婦 (寡 夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同 左
勤 労 学 生	27万円	同 左
配 偶 者	38万円 (老 人 48万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
扶 養	38万円(特定扶養 63万円) (老 人 48万円) (同居老親等 58万円) (同居特別障害者 73万円)	同 左
配 偶 者 特 別 控 除	最高 38万円(他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象 配偶者に該当しない者で合計所得金額が76万円未満の者)	同 左
基 礎	38万円	同 左

平成 19～22 年 分	平成 23 年 分
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 5万円 ②長期損害保険料の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額 (限度額 50,000円)	同 左
{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)とのいずれか少ないほうの金額}-5,000円	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%)とのいずれか少ないほうの金額}-2,000円
同 左	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	38万円 (老 人 48万円)
同 左	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)(")
同 左	同 左
同 左	同 左

(参考)所得税の所得控除一覧(続)

項目	平成24年分～平成28年分	平成29年分
雑 損	①(損失額－補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出額－5万円 ①、②のいずれか多い額	同 左
医 療 費	(医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円)	① (医療費の額－補てん額)－{(総所得金額等×5%) と10万円とのいずれか低い金額} (限度額 200万円) ② (特定一般用医薬品等購入費－補てん額)－12,000円(限度額 88,000円) 上記①、②のいずれか
社会保険料	支払った金額	同 左
生命保険料	①旧契約に基づく保険料の支払金額が 25,000円以下の場合 支払金額全額 25,000円超 50,000円以下 支払金額×1/2+12,500円 50,000円超 100,000円以下 支払金額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (一般・個人年金それぞれに適用) ①②共にある場合 上記の合計額 (限度額12万円)	②新契約に基づく保険料の支払金額が 20,000円以下の場合 支払金額全額 20,000円超 40,000円以下 支払金額×1/2+10,000円 40,000円超 80,000円以下 支払金額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 (一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
損害保険料 (地震保険料)	平成19年分より損害保険料控除は廃止。平成18年12月31日 までに契約した長期損害保険料は、地震保険料控除に改組 ①地震保険料の場合 支払金額が50,000円以下 支払金額全額 支払金額が50,000円超 50,000円 ②長期損害保険料の場合 支払金額が10,000円以下 支払金額全額 10,000円超 20,000円以下 支払金額×1/2+5,000円 20,000円超 15,000円 ①、②共にある場合 上記の合計額 (限度額 50,000円)	同 左
寄 附 金	{(支払った寄付金の額)と(総所得金額等の合計額の40%) とのいずれか少ないほうの金額}－2,000円	同 左
障 害 者	27万円(特別障害者 40万円) (同居特別障害者加算 35万円)	同 左
寡 婦 (寡 夫)	27万円(母子家庭 35万円)	同 左
勤 労 学 生	27万円	同 左
配 偶 者	38万円 (老 人 48万円)	同 左
扶 養	38万円(16歳未満の者を除く) (特定扶養 63万円)(19歳以上23歳未満の者) (老 人 48万円)(70歳以上の者) (同居老親等 58万円)(")	同 左
配 偶 者 特 別 控 除	最高 38万円 (他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控 除対象 配偶者に該当しない者で合計所得金 額が76万円未満の者)	同 左
基 礎	38万円	同 左

平成 30 年 分

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

同 左

納税者の合計所得金額が	900万円以下	38万円（老人 48万円）
”	900万円超950万円以下	26万円（老人 32万円）
”	950万円超1,000万円以下	13万円（老人 16万円）
”	1,000万円超	控除なし

同 左

納税者の合計所得金額が	900万円以下	最高38万円
”	900万円超950万円以下	最高26万円
”	950万円超1,000万円以下	最高13万円
”	1,000万円超	控除なし

※他の扶養親族とされる者、事業専従者及び控除対象配偶者に該当しない者で

配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下の者

同 左

3. 過去5カ年における主な税制改正等による増減収額

(単位:百万円)

税目等	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個人市民税	○生命保険料控除の改組 △ 20 ○退職所得10%税額控除の廃止 117 ○退職所得課税の見直し 27	○防災, 減災事業の財源確保 293 ○給与所得控除の見直し 208			○給与所得控除の見直し 131
法人市民税	○法人税の実効税率の引下げ等 △ 2,721	○所得拡大促進税制等 △ 417	○地方法人税の創設 △ 3,257	○地方法人税の創設 △ 3,508	○国税の改正に伴うもの等 △ 328
固定資産税					
軽自動車税				○二輪車等の標準税率引上げ等 282	
市たばこ税	○県たばこ税からの税源移譲 1,479			○旧三級品に係る特例税率の段階的廃止 42	○旧三級品に係る特例税率の段階的廃止 39
事業所税					
都市計画税					
その他の市税					
市税合計	△ 1,118	84	△ 3,257	△ 3,184	△ 158

自動車重量税		○車体課税の見直し 22	○エコカー減税の見直し 84		
航空機燃料税		○譲与基準の見直し △ 147	○譲与基準の見直し △ 165	○譲与基準の見直し △ 159	
分離課税 所得割金 交付金					○県費負担教職員制度の見直し 267
県民税 所得割金 臨時交付金					○県費負担教職員制度の見直し 29,436
地方消費税 交付金		○税率の引上げ 2,891	○税率の引上げ 9,023		○清算基準の見直し △ 388
自動車 取得税金 交付金		○税率の引下げ △ 508	○エコカー減税の見直し △ 58		
その他の 譲与 交付金					
税外収入 合計	-	2,258	8,884	△ 159	29,315

(注) 端数の関係で、総数と内訳の合計とは一致しない場合がある。